

第 1653 回（9 月 19 日）

新食糧法と北海道米

（明治大学農学部）廣 政 幸 生

新食糧法の下では、規制緩和が進み、市場原理はより導入される。それは銘柄米の価格形成において需給動向がより反映されることを意味する。本報告では、このような状況の下、北海道米の行方、特に、北海道米の評価及び産地を市町村単位に見た場合の今後について展望したものである。報告は以下の順に行った。

北海道稲作の概要：

- 1) 冷害が5年当たり2～3年あり、収量と品質に不安定さがあること。
- 2) 主要品種は、キタヒカリ、ゆきひかり、きらら 397 と移り、作付けシェア（1994 年）は、きらら 397：45%、ゆきひかり：45.6%である。
- 3) きらら 397 の登場によって、実質的な自主米が作られることになった。
- 4) 消費では、北海道米が53%、府県産米が47%（1993 年度）と米の主産地でありながら、ほぼ半分は府県産米である。

全国銘柄米における北海道米の位置：

自主米市場開設以降、上場されている全国各銘柄米の自主米価格と自由米価格について、クラスター分析、回帰分析を行った結果、北海道米は最も低くグルーピングされるが、他の銘柄米と違い、価格は上昇または横這い傾向であり、一定の需要は確保されていると見られる。

地域別のコメ品質評価：

市町村別のコメ評価を、道内米卸業者による評価を中心に幾つかの指標によって取りまとめれば、順に A-14 市町村、B-16 市町村、C-44 市町村、D-16 市町村、E-16 市町村となり、市町村数で、今後も継続できるのは24%、難しいのは27%、今後の事情次第は49%と予想される。

今後の展望：

- 1) 政府米の縮小、ミニマムアクセスの増加より自主米になれない市町村の脱落。
- 2) きらら 397 並みかそれ以上の品質を維持し、価格も現状並みだとそれなりの需要は確保できる。但し、価格が上昇すれば難しい。
- 3) 単品よりはブレンド米としての需要がどの程度あるかが重要である。
- 4) 販売戦略は農協が独自の販売ルートを持てるかどうかである。